

# 座間味村村内航路新造船建造計画概要書

項目	内容	備考
----	----	----

## 1 一般

1.1	総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客定員 30 名を確保した上で、本航路に必要な速力を確保できる船を建造すること。</li> <li>・燃費性能の向上及び維持管理費の軽減に対する工夫を行うこと。</li> <li>・安全性、復原性能、良好な推進性能、耐航性能、操縦性能を具備し、長期間の使用に耐え整備の容易な船舶となる様、堅牢かつ軽量の構造とすること。</li> <li>・バリアフリー対応の小型・省エネルギー船舶であること。</li> <li>・引渡し場所 座間味村座間味港</li> <li>・引渡し予定日 令和 6 年 2 月 29 日</li> </ul>	
1.2	就航する航路	・不定期航路（座間味～阿嘉～阿波連） 現船舶届出日 平成 22 年 4 月 9 日	
1.3	運航条件	・風速 15 メートル/秒、波高 1.2 メートルの気象状況で航行及び各港へ離着岸できること。	運航事業者の運航管理規定に準ずること。
1.4	資格	・ J C I 旅客船	
1.5	航行区域	・平水区域及び限定沿海区域	
1.6	適用法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶安全法（小型船舶安全規則）船舶のトン数の測定に関する法律</li> <li>・交通バリアフリー法関係法令</li> </ul>	・起工時までに関係法規が改正又は新たに公布された場合は、これを適用すること。
1.7	船舶の種類	・汽船	
1.8	船型	・単胴	
1.9	総トン数	・17 トン程度	

## 2 船体

2.1	船体の材質	・ F R P 製（雌型）	・規程の厚さを確保すること。
2.2	主寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就航する航路の各港に係船できる規格とすること。</li> <li>・全長 15.00M</li> <li>・全幅（フェンダーを除く）4.30M</li> <li>・深さ 1.875M</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船体の軽量化を図ること。</li> <li>・手すりを設けること。</li> </ul>
2.3	旅客定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平水区域 旅客（30 人）船員（2 人）</li> <li>・限定沿海区域 旅客（12 人）船員（2 人）</li> </ul>	
2.4	乗組定員	・2 名	
2.5	航海速力（満載状態 75%出力）	・18 ノット以上	・試運転時に満載状態 75%出力で、最低 18 ノット以上の速力を確保すること。
2.6	最大速力	・23 ノット以上	
2.7	諸タンク容積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料タンク 2,000 L 以上</li> <li>・清水タンク 300 L 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FRP 製 船体一体型</li> <li>・FRP 製 別置き型</li> </ul>
2.8	舷門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係船作業時、乗員が移動しやすい位置に非常ドアを設けること。</li> <li>・バリアフリー対応した出入口を設けること。</li> </ul>	

2.9	居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30名の椅子席を設けること。 (内バリアフリー椅子席2名)</li> <li>・バリアフリー区画を設けること。(車椅子置き場2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水等の混入対策をすること。</li> </ul>
2.10	バリアフリー機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用法規及び国土交通省策定の「旅客バリアフリーガイドライン」に従い、設けること。</li> </ul>	
2.11	係留・係船設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就航する経路の各港の係船設備を考慮し、備えること。</li> </ul>	
2.12	塗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本航路に適した塗装を行うこと。</li> </ul>	
2.13	救命・消防設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用法規に従うこと。</li> </ul>	
2.14	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用法規に従い、汚水処理装置を備えること。</li> <li>・引渡し時、航海に必要な一般備品や工具を備えること。</li> </ul>	

### 3 機関部

3.1	主機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本航路に必要な速力を確保した上で、燃費を抑えることができること。</li> <li>・国内製で汎用性の高い部品が使用でき、不具合が生じた場合迅速に対応できる主機関を選定すること。</li> </ul>	
3.2	発電機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船内の電力を確保できる発電機を備えること。</li> </ul>	
3.3	配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主機・補機は船尾冷却排気とすること。</li> <li>・管材、弁、コック等はJIS製品及びこれに準ずるものを使用すること。</li> </ul>	

### 4 電気部

4.1	動力、周波数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本航路に必要な動力を確保すること。</li> </ul>	
4.2	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーに配慮すること。</li> <li>・非常用照明を設置すること。</li> <li>・探照灯を設置すること。</li> </ul>	
4.3	航海計器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レーダー、GPS及びサテライトコンパスを備え付けること。</li> </ul>	

### 5 その他

5.1	<p>本計画概要書に記載にないもので、諸法規により設備しなければならないもの及び記載のあるもので諸法規の要求を満たさないものは、諸法規を満足するように全ての設備を設置し又は施工すること。</p>		
-----	---	--	--